

選挙のながれ



① 立候補決意

申請書類
供託金の預け入れ
選挙公報の原稿

供託金とは

選挙に立候補する場合は、選挙の種類によって定められた供託金をあらかじめ必ず法務局に預けなければなりません。

供託金は、ある一定以上の票数に届かない場合は没収されます。

市長選挙は100万円、市議会議員選挙は30万円です。

② 立候補の届出

公示・告示日 審査・受理
選挙の7つ道具の交付

選挙の七つ道具

選挙管理委員会が交付する標札、表示板その他の物品が、必要とされており、これらの物資は無料で交付されます。これらを「選挙の七つ道具」と呼んでいます。



③ 選挙運動(立候補の届出日から投票日の前日まで)

公職選挙では候補者が有権者へ自分の考え、公約などを訴えるための選挙運動として、次のようなものがあります。

◆選挙用自動車の使用



◆ポスター掲示場



鳥取市では、592カ所に設置しています。ポスターを貼る場所は、立候補の届出順となります。

◆インターネットを利用した選挙運動



ホームページ・ブログ・SNS(ツイッターやフェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等

平成25年7月の参議院議員選挙からインターネットを利用した選挙運動ができるようになりました。ただし、選挙運動用電子メールを送ることができるのは、候補者・政党に限られています。

◆選挙公報

候補者の訴え、考え、公約などが書かれていて、みなさんの家に届けられます。

◆選挙運動用ビラの配布

選挙運動用ビラは、新聞折り込み、選挙事務所、個人演説会場、街頭演説の場所において配ることができます。

◆選挙運動用はがきの送付

選挙運動期間中は、選挙によって決められた数だけ有権者へ送付することができます。

◆個人演説会など

※満18歳未満の人は選挙運動はできません。もちろんインターネットによる選挙運動もできません。



④ 投票

選挙権を持っている人は、投票所で投票します。



⑤ 開票

開票所に集められた投票箱を開いて、各候補者ごとの得票数を計算します。



⑥ 当選

得票数の多い順に当選者が決まります。



選挙クイズ



Q2

投票日当日の投票時間はどれでしょう？

A 7時～20時 B 8時～21時 C 9時～22時

答えは10ページ